

○藤沢市執行機関の附属機関に関する条例

昭和33年6月25日

条例第3号

改正 昭和36年3月30日条例第31号

昭和36年10月2日条例第9号

昭和37年3月31日条例第18号

昭和37年9月29日条例第13号

昭和38年3月30日条例第30号

昭和38年7月1日条例第1号

昭和41年3月28日条例第23号

昭和43年6月26日条例第7号

昭和44年7月1日条例第7号

昭和46年9月21日条例第8号

昭和47年6月30日条例第9号

昭和49年9月20日条例第10号

昭和51年6月25日条例第3号

昭和60年3月29日条例第28号

昭和63年3月15日条例第15号

平成7年3月3日条例第35号

平成8年6月24日条例第9号

平成9年3月31日条例第32号

(題名改称)

平成21年6月25日条例第6号

平成22年3月4日条例第20号

平成26年3月27日条例第30号

平成27年3月26日条例第45号

平成29年3月31日条例第27号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による執行機関の附属機関の設置については、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(平成9条例32・一部改正)

(設置)

第2条 本市の執行機関の附属機関(次条において「附属機関」という。)として、別表に掲げるものを置く。

(平成9条例32・一部改正)

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営について必要な事項は、執行機関が別に定める。

(平成9条例32・一部改正)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和36年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和36年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和37年条例第18号)

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

付 則(昭和37年条例第13号)

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

付 則(昭和38年条例第30号)

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

付 則(昭和38年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和41年条例第23号)

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

付 則(昭和43年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和44年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和46年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和47年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和49年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和51年条例第3号)

この条例は、昭和51年7月1日から施行する。

附 則(昭和60年条例第28号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年条例第15号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成7年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年条例第9号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年条例第32号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

- 3 藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年藤沢市条例第36号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(藤沢市実費弁償条例の一部改正)

- 4 藤沢市実費弁償条例(昭和31年藤沢市条例第37号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(藤沢市借上公共賃貸住宅条例の一部改正)

- 5 藤沢市借上公共賃貸住宅条例(平成8年藤沢市条例第9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(藤沢市消防等賞じゅつ金条例の一部改正)

- 6 藤沢市消防等賞じゅつ金条例(昭和49年藤沢市条例第9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(平成21年条例第6号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第20号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第30号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第45号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第27号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

(昭和36条例31・昭和36条例9・昭和37条例18・昭和37条例13・昭和38条例30・昭和41条例23・昭和43条例7・昭和44条例7・昭和46条例8・昭和47条例9・昭和49条例10・昭和51条例3・昭和60条例28・昭和63条例15・平成7条例35・平成8条例9・平成9条例32・平成21条例6・平成22条例20・平成26条例30・平成27条例45・平成29条例27・一部改正)

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
市長	藤沢市いじめ問題再調査委員会	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第30条第2項に基づく調査
	藤沢市予防接種健康被害調査委員会	予防接種による健康被害について調査審議すること。
	藤沢市畜産振興審議会	畜産の振興に関する事項について調査審議すること。
	藤沢市農業振興地域整備促進協議会	農業振興地域の整備計画について調査審議すること。
	藤沢市営住宅運営審議会	市営住宅及び借上公共賃貸住宅の基本的運営及び入居者の選考に関する事項について調査審議すること。

	藤沢市住居表示審議会	住居表示の実施に関する事項について調査審議すること。
	藤沢市民病院運営協議会	市民病院の運営管理に関する事項について調査審議すること。
	藤沢市消防等賞じゆつ金 審査委員会	賞じゆつ金の支給に関する事項について、調査審議すること。
教育委員会	藤沢市教科用図書採択審 議委員会	教育委員会が所管する学校において使用する教科用図書の採択に関する事項について審議すること。
	藤沢市いじめ問題調査委 員会	いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく調査
	藤沢市奨学金給付審査委 員会	奨学金の給付候補者の選考等に係る審査